

5月23日は

町長選挙の投票日です



任期満了に伴う横芝町長選挙が、5月23日の日曜日（投票時間は午前7時から午後8時まで）に執行されます。

これからの町政を託す人をあなたの責任ある一票で選びましょう。

なお、投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行けない方は、事前に投票できる「不在者投票制度」がありますのでご利用ください。

不在者投票

期 間	時 間	場 所
5月18日（火）～5月22日（土）	午前8時30分～午後8時	横芝町選挙管理委員会

※ 詳しくは、町選挙管理委員会（☎82-1111内線270）へお問い合わせください。

“あなたの声”をお寄せください 行政に対する意見・要望は「行政相談」に！

5月16日から5月22日は、「春季行政相談強調週間」です。

この週間は、みなさんの行政に対する意見・要望を受けて、その解決や実現の促進を図る行政相談制度を広く承知・利用していただくために全国的に行われているものです。

当町では、次のとおり行政相談所を開設しています。相談所では、総務庁長官から委嘱を受けた行政相談員が皆さんの悩みを聞き、その解決を図ります。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

- ◆行政相談員 行方正一 氏
横芝町谷台405（☎82-1660）
- ◆相談日 毎週火曜日午後1時30分～4時
- ◆相談場所 健康福祉センター「プラム」

ご存じですか人権擁護委員制度

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。人権は、人間が幸福な生活を送る上で最も大切な権利です。

当町では、次の4名の人権相談員が毎週交代で人権問題でお悩みの方々の相談を受けています。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

- ◆人権相談員 —敬称略—
渡邊 冀一 屋形 5242（☎82-2444）
馬場 明子 栗山 2280-24（☎82-1808）
伊藤 喜市 遠山 598（☎82-3795）
井上秀次郎 横芝 761-1（☎80-1011）
- ◆相談日 毎週火曜日午後1時30分～4時
- ◆相談場所 健康福祉センター「プラム」

住宅建設資金利子補給制度が一部改正

住宅建設資金利子補給制度は、住宅金融公庫から融資を受けて住宅を建てたり購入する場合、その支払利息の一部を利子補給する制度で、今までは一律1パーセントの支給率でしたが、この4月以降に金融公庫と契約を結んだ方については、当該借入れ時の利率から2パーセントを減じた率（上限1パーセント）に改正されました。

《例 年利2.5%で1,000万円を借り受けた場合》

改正前 1,000万円×1%×5年=500,000円

改正後 1,000万円×(2.5%-2%)×5年=250,000円

※ 支給要件などについては広報1月号をご覧ください。（2パーセント以下の方は該当しなくなりましたのでご注意ください）

詳しくは、建設課管理係（☎82-1111内線345）へお問い合わせください。

